

Title	蠟山政道氏他數氏著『近代國家論(第一部權力)』
Sub Title	M. Royama and others : The theory of modern state (part I, power)
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.2 (1952. 2) ,p.58- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520215-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

事件にいたる、背景となる歴史的な事實、社會的・經濟的諸關係の變遷について多く觸れていないので多少理解を困難ならしめていゝ。しかしながら著者自身が緒言中に示している如く、現代の諸國家が、連邦の形を以て存在するものを多く見る時、合衆國の裁判所については、それ自體は歴史的に形成の過程を異にするにしても、それ等の諸國家について理解の助けとなるところが、更に、國際連盟或は國際連合として存在する、國際的な組織に對しても示唆するところがある。この書は單にアメリカ法、或は裁判所制度を學ぶ者のみならず、多くの者にとつて教えられるところが多い。

(平 良)

蠟山政道氏他數氏著

『近代國家論 (第一部權力)』

(一) 政治學の基本問題についての、政治學、法律學者の協同研究による「組織的分析と考察」は、我國において僅かに二十數年前未だ完結乍らも刊行せられた「政治學全集」のみを以て他にその試行を認め得ない。その理由は種々存在するのであるが、先ず政治學そのものの學的 성격が他の隣接諸社會科學に比して、現象に關する人間意思の作用を輕視し得ぬ面もあり、且又、文化價值關係科學として沒價値的方法論に立脚しきれぬ面の存在する事は不可避の問題であるからであり、斯學を志向する側においても、各者各様の方法論を以てイデオロギーによる相剋が存在し、所謂「Homo Politicos」

想定の困難性に遭遇するからである。政治學の對象たる政治現象を一定の場において把握し——假にその場を一個のユニットとして——その場における政治現象に科學的分析を施行せば、「構造科學としての政治學」の成立が或は不可能ではなからう。

然し、複雑な複合現象である社會現象において、政治現象のみを他の現象より嚴別してしまふという事自體が抽象的觀念的な思考に傾斜する穢りを免れ得ないと思われる。前言は措て置き、當初において諸學者の共同討議を経た此の「近代國家論」の構想につき今暫く紹介を試みる。「近代國家論」は全三卷を以て完結し(第三部「自由」のみ未完)筆者が取擧げた「第一部權力」はその全構成の一部である。

該書(第一部)のみを以ても、蠟山、堀、加藤、中村の諸教授の勞作より成つて居り、限られた紙面を以て既刊の「機能編」をも取擧げる事は諸著者の眞意を傳えるに餘りに暴擧と考えられ、今回は「第一部權力」編のみに止めた次第である。「近代國家論全三卷」の構成は、「第一部權力」「第二部機能」「第三部自由」の三觀點に政治學における問題點の所在を提示し、從來の國家論の構成とはいささか趣きを異にしている。即ち、政治現象を「權力」を中心とする面——支配の觀點より見た政治現象——、「自由」を中心とする面——被支配の立場より考察された政治現象——、及び「權力」と「自由」の兩面の接觸交渉する面に現われた政治現象としての「機能」を中心とする面に、政治學の基本問題點が提起されてある。換言すれば、「近代國家」を一個の場として思考しそこに現われる權力現象、機能現象、權力發動に抗する自由意思の作用を對象として分析し三部

作的構成によつて政治學のメトードを一步進展せしめると共に、視角を變えて見れば、「近代國家」という巨大にして複雑な「Leviathan」を解剖してその有機的諸關聯を明示せる試みであるとも解せられる。以下紹介の筆を進めるがその順序としては、該書に收容せられた順を追うのが筆者としては妥當と考えられる。

因みに當書「近代國家論」(第一部権力)は以下に示す四名の教授の論說により擔當せられている。即ち、元東大教授嶺山政道氏による「國際社會における國家主權」東大教授堀豐彦氏による「國家主權の絶對性」京大教授加藤新平氏による「國家主權力の正統性」法政大學教授中村哲氏による「國家主權力の變革」の四編の論文である。

(一) 嶺山教授の「國際社會における國家主權」なる論文は、まず第一節(主題の意義)として二度の世界大戰を経験してなお「現實の世界情勢と各種の平和論策との矛盾又は平和論者のデイルンペ」(四頁)が存在している現實を、如何に理解し究明すべきであるかという問題提起より出發して居られる。即ち「近代國家を『國際社會における國家主權』というが如き側面から研究することは、根本的に政治現象の本質から再吟味してかかる必要を示唆している。」(五頁)とされ、第二節「近代國家の形成と主權」において、F・L・シューマン教授の近著(筆者註・International Politics 1948)における「國家主權概念」「國際法諸原則」「勢力均衡の諸政策」の三礎石に依據する「西歐國家體系」(Western State System)の概念を引用され、此の西歐國家體系の構造を分析する事に依つて近代國家の形成を考究せんと企てられる。

即ち、「近代國家が中世の封建的政治社會と異つてゐる著しい點は

その非宗教性、地域性および統一性の三點であらう。」(九頁)と述べられ、非宗教性の面においては、中世的國家觀念より脱皮した近代國家主權は、ボードンによつて規定せられた「唯一、不可分、不譲渡」の特質を有し、その後の變遷を述べられ「主權」という概念も歴史的に變化する社會的内容を有する概念に過ぎない(一〇頁)事を指摘され、地域性の面においては、「地域的な主權國家の特徵は、一定の廣さ——當時の生産諸力の程度と市民社會の要望とに叶う——の地域を國家の領域として設定し、その上に重なり合つて存在していた中世的重層的支配を一掃したところにある。」(一二頁)と領土主權の特徵を論ぜられる。更に以上二つの近代國家の特徵は、その背景として近代國家の統一性に根本的要因を求められ、「Nationality」の概念を論究されている。次いで教授は、國家主權は二重の異質の性格を内包している事を指摘され、此の「dualism」(即ち國家主權の國內的關係と國際的關係の兩面)が「國家主權に内在する矛盾の根源であり、また同時にその變遷を免れない原因なのである」(一七頁)と論じ、「國家主權の内容とその變遷」「主權の所在と變遷」「主權の機能と變遷」を略述されて第四節「主權國家の國際關係」に論を移行される。

此の節は更に「主權國家と國際法」「主權國家と勢力均衡」の三項に分たれ、前項は「グロティウスの『國民の共同社會(Communum of nations)』と『主權觀念』、その實質は主權者たる專制君主の相互關係から成立」(二五頁)していると述べられ「主權の君主制的構造と國際法」並びに「國民國家と國際法」の二段階に詳述されている。後項、即ち「主權國家と勢力均衡」においては、「勢力均衡

というのは、これを辭的な意味においては、一定の國際狀態又は條件を意味し、これを動的に見れば一定の政策又は原則を意味する(三二頁)と概念され、その歴史的意義を、L・オッペンハイムの所説(筆者註・L. Oppenheim: International Law 1920)に求められている。又、「勢力均衡は社會的均衡(social equilibrium)の一種と見るべきである——中略——數箇の自主的な力の主體から構成されている一定の構造的體系における一種の安定のことを意味する。」(三五頁)と勢力均衡の「意味と性質」を論ぜられ、更に「勢力均衡の成立するためには、それを維持せんとする國々の政治的性質が大體において同調していなければならないし、もしそういう政治的條件があれば權力政治を前提とする勢力均衡という原則や政策と矛盾して来る」(三八頁)と勢力均衡の「諸條件」を考究して居られる。第五節は「國際政治の構造的變化」と表記され今世紀に至り西歐國家體系の所産である勢力均衡の原則は、西歐國家體系に對する外部よりの壓力によつてその方式の崩壞を必然化され、この國際政治の新しい一般の危機を救済すべく登場したものは集團保障方式である事を述べ、その「構造的意義」並に「集團保障の心理と國家主權」に細論されている。最後の第六節は「國際社會と國家主權の將來」であり、従來の主權概念において看取されるドグマとしての國家主權の誤謬を指摘され、「國家主權のドグマが如何なることを説こうとも、國家主權の内容と機能とは、各國家の變遷と國際社會の變化とに應じて、徐々に變化して來ている」(五六頁)二重的性質を有する政治的事實としての國家主權をベトーンンされ、その意味での國家主權を基礎づけ、その國際關係への二重的性質の原因を近代

國家の內面的變革に求められ「世界國家の發達は、同時に國民國家の內面的變化——民主主義化——を伴つてゆかねばならぬ」(六二頁)とし、更に、現代の人類はその國際社會生活形式を形成しつつあるも未だそれへの心的態度の未發展を述べられ、著者の世界國家の構想として「世界國家は國際社會の上に成立されるのでなくて世界共同社會の上に、その機關として成立するのでなければならぬ」(六五頁)と歸論されている。

(四) 堀教授の分擔に依る「國家主權の絶對性」なる論説は冒頭まず「政治學的概念や理説は多かれ少なかれ一種のポレミイックな概念(Polemischer Begriff)である」(三三頁)と述べられ、「その理説なり概念なりの周邊の事情の變化や、それ自體の內在的性質ならびに外延の事情が異變に遭遇するときなど、自らの性格を根本的に轉換することさへしばしば觀られるのである。主權の概念などはそのような類いの性質を有する、いちじるしい典型的なるものの一つである」(三頁)と主權の性格を規定される。然して此の主權概念は近代國家の屬性なる故、近代國家成立の要因を思惟する事が論題の第一段階であるとされ、(1)政治的社會的原因、(2)經濟的原因、(3)思想的原由の三系統より考察を展開される。(1)においては、中世政治社會が權力の多元性と Hierarchy 並びに社會關係(封建關係)は私法的關係にあつたものが如何にして一元的に統一化されたかの究明に向われ「Modern Absolute Monarchy」の成立過程を考察されている。(2)においては、(イ)「ギルドの表徴」と(ロ)「農村經濟の變革」の二要因を挙げ、貨幣經濟、商業資本の發達、賣買市場の擴大等々を以つて近代資本主義經濟と近代國家の成立の聯關を檢

證される。農村經濟の變革の顯現形態は、貨幣經濟による地代（物納關係→金納關係）と小作農の發生において論じて居られる。(3)においては、Renaissance と Reformation を取擧げ、マキアヴェリイの政治理念を「彼の斯様な國家手段の肯定的承認は『國家』の概念の確立と『國家』存在のジャスティフィケーションのためであったことを洞察して事態を正しく理解」(二六頁)すべきであるとされている。又「ルネッサンスの精神志向ならびにその精髓は宗教改革の成就を俟つて眞に大成され、一中略—宗教改革の窮極的偉業として近代國家が確立」(二八頁)した事を論證される。第二節においては、「近代國家の本質、とりわけその第一期的形態としての近代民族的專制君主國家の本質は、權力政治の原理をもつて貫徹せられることを要望するものであり、要するにものからも拘束を受けない絶對性の要請であつた。」(三八頁)と述べられ、「君主專權説」「開明專制君主國家における君主專權説」「人民專權説」「國家專權説」と近代國家專權論の展開過程を詳説されている。

然して、獨乙觀念主義學派の國家觀の志向が「國家專權の絶對性の思想の増強に及ぼした影響が深甚であり、多元的政治論の提起せられた一つの原由(八六頁)であることを指摘されて、國家專權絶對性の思惟に對する一つの反批判として、コーカー(F. W. Coker)フイツギス(J. N. Figgis)バーカー(E. Barker)ラズキー(H. J. Laski)の所謂「Political Pluralism」の諸説を第三節に擧げ、更に第四節を「全體主義的國家學說」と表題されて政治的多元主義の具體的意義は、「『全體主義國家』(Totalitarian State)乃至『全體國家』(Totaler Staat)に對し、ひろく一般的或いは原理的には、

獨裁制型の絶對主義權威國家のイデオロギーに對する方面」(一一三頁)にありとされ、フアツンズム、就中ナチズムにおける「全體國家」より「權威國家」へ更に又「指導者國家」への國家理念の展開を論述されて、これら國家理念は今次大戰によつて崩壞したもの、「これによつて政治的多元主義の課題が完了したわけではない」(一二四頁)と結論されている。

(4) 次に加藤教授の「國家權力の正統性」なる論說に移る。教授自から最後に附記されている如く「法哲學的立場」から考究された論述であり、近代國家の屬性としての「Legalität」に對置して、社會秩序の均衡破綻と共に出現する「Legimität」の社會的イデオロギーの分析をなして居られる。

即ち、第一節「この問題考察の實際的意味」において、「政治的支配の性格が、社會・經濟・文化の諸相に對し、いかに廣汎且深刻な滲透力を持つて居るかは、例えばウェーバーがその大著(筆者註・M. Weber: Wirtschaft und Gesellschaft)に於いて説き示している所である。」(七頁)と被支配階級の政治的支配に對する唯慣性的受動的心的態度を指摘し、更に「現實の政治權力の機能は、異常の場合を除き原則としては經濟的優越者の利益を反映し、その方への偏倚を示す。」(一一頁)と述べ、且つ「階級對立の激化は、合法性による正當性の代替作用を崩壞させずにはおかならぬ。」(一七頁)と單なる既存の合法性の枠の中で解決し得ぬイデオロギーに立脚した正當性の信念に基づく、政治的正當性を確信する政治犯の出現の事情を以て問題考察の實際的意味として居られる。第二節は「問題の區分」として政治概念の規定をウェーバーに依據して提示され、

更に「政治權力が充分な意味で獨立化し、統一性・普遍性を獲得したのは近代國家權力に至つてである」(二八頁)と國家權力の分析をウェーバー(M. Weber)・ヘラー(H. Heller)の所説を基礎として考察されている。

第三節は、「權力の正當性(又は正統性)についての社會的イデオロギー」の分析であり、第四節は「權力の倫理的・正當性の相對主義の立場」について述べ、第五節にその「自然法論の立場」を論じ、終節は「世界觀と制度の問題」として、「權力の正當性に就て批判的見地に立ち得るためには、批判者自身何らかの規準・立場を把持して居らねばならず、その規準が批判者の精神の中に、或は明確な理想の形に於て、一定の原理とそれに從屬した具體的諸目的・諸手段との體系的聯關をなして存すると、或は多かれ少かれ不定形な何らかの價值意識として存在するとを問はず。」(九四頁)と述べられ、「世界觀」の詳細なる分析を展開され、「制度」との關聯を論ぜられている。

(四) 最後は、中村教授の分擔による「國家權力の變革」なる論説であるが、紙面の都合上、簡略に紹介する。中村教授は「國家權力の變革」過程を單なる歴史的生成發展の實際的説明によらず、ブルジョア革命及びプロレタリア革命を通じて、革命の本質的性格を追求され、インナリッヒに分析して居られる。即ち、第一節「國家權力の形成」として、エンゲルス、レーニンの所説を中心とし、「權力機構としての國家」を取擧げ、中央集權的國家權力こそは「絕對主義の没落期において發生」(六頁)したとのレーニンの所説より「國家權力の形成者としての絕對主義」を、「絕對主義の國家概

念」並びに「軍隊」「警察」「裁判」の諸制度を具有する「絕對主義國家の權力構造」に分けて詳説され第二節に「ブルジョア國家の形成と改革」を「ブルジョア革命の性格」及び「ブルジョア國家における改革」の二項に分つて論じ、第三節は、「プロレタリア革命の性格」として、「プロレタリア國家の權力構造」及び「革命の暴力性」に分けて論考されている。前述せる如く、中村教授の所論は、前三者の立場と異り「權力」をマルキシズムの方法論によつてその「內在的性格」をベトーンンされたものである。

さて、以上諸著者の眞意を伝えるに餘りに雜駁な紹介に終つたが本書は全體として問題の核心を明確に讀者に理解せしめて餘蘊がないものである。

(多田眞鍬)

當稿の校正中に「第三部自由」編も刊行せられた事を附記しておく。